

報告第12号

令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえて必要と認める措置を別記のとおり講じたので、これを報告する。

令和5年11月27日提出

大和市長 古谷田 力

## 令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置

### 1 決算の不認定に係る経緯

令和5年9月大和市議会第3回定例会に、令和5年大和市認定第1号「令和4年度大和市一般会計歳入歳出決算について」を監査委員の意見を付けて提出し、市議会の認定を求めたところ、同認定案件は賛成少数で不認定とされた。

### 2 不認定となった日

令和5年9月26日

### 3 決算の不認定を踏まえた措置

- (1) 不認定の主な理由として挙げられたのは「令和4年度一般会計予算に対する附帯決議を軽視したこと」であり、同附帯決議の内容は、「市の顧問弁護士の選任は、市長個人の訴訟との関係で、市民等から疑念をもたれることのないよう、慎重に選任されることを求める。」であった。
- (2) これについて、市議会からは、市の顧問弁護士が前市長の裁判の代理人を務めていたことは、通常ふさわしくなく、同附帯決議を軽視して顧問弁護士との契約を継続したことは、その妥当性において疑念があるとの指摘を受けた。
- (3) この状態を解消するため、現在の顧問弁護士とは、令和5年度末までに顧問弁護士委託契約を終了することとし、同人の了承を得た。